

# 民事

○離婚後に未成年者らの親権者とされた元妻が家事審判で定められた未成年者らと元夫との面会交流を全く履行しないために間接強制が申し立てられた場合に、未成年者らの引渡しの方法が特定されていないとして却下した原決定が取り消され、間接強制の申立てが認容された事例

間接強制申立却下決定に対する執行  
 抗告事件、東京高裁平二五(二)二八  
 四号、平二五・三・一三民一四部決定、  
 取消(確定)  
 原審さいたま家裁久喜出張所平二五  
 (高)五〇一号、平二五・一〇・二五決定

一 本件は、長男(一二歳)及び長女(一〇歳)の親権者をいずれも母として裁判離婚した夫婦の元夫である原告人(債権者)が、元妻である相手方(債務者)に対して、相手方が甲県乙市内において二か月に一回二時間の長男及び長女との面会交流を命ずる審判(以下「本件審判」という。)に表示された債務を履行しないとして、不履行一回につき二五万円の割合による

金員の支払を求める間接強制の申立てをした事案である。

二 原審(本号後掲三二)は、「監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬ」と命ずる審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められていないなど監護親がすべき給付の特定に欠けることがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができる」と解するのが相当である(最一決平二五・三・二八(平二四(四)八号)民集六七・三・八六四、本誌二一九一・三九参照。以下「最高裁決定1」という。)

とした上で、本件審判においては、面会交流の日時、頻度、面会交流時間の長さについては主文に明示されており、これらの点の特定に欠けることはないが、子の引渡しの方法は、相手方が原告人又は被告人が予め指定した者に引き渡すことが定められているのみで、具体的な引渡しの日時、場所等が明示されているものではないとして、債務者である相手方がすべき給付が十分に特定されているとはいえず、間接強制をすることができないと判断し、原告人の本件申立てを却下した。

これに対し、原告人は、本件審判においては、原告人が公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)乙を利用し、その職員が未成年者らの送迎を

することが前提とされていたところ、相手方は、原告人が面会交流の日程を連絡しても無視したり、連絡方法を秘匿したりするなど、債務者としての基本的な義務を履行せず、不誠実な対応に終始しているから、このような場合には、本件審判の主文について、債権者である原告人が面会交流の開始時間及び未成年者らの受渡場所を指定できるものと解釈すべきであり、そのように合理的な解釈をすれば、本件審判は相手方のなすべき債務としての特定性に欠けることはないから、本件申立てを却下した原決定は不当であると主張して、抗告をしたものである。

三 本決定は、「面会交流の日時又は頻度及び各回の面会交流時間の長さについては、監護親である相手方がすべき給付の特定に欠けることはない。これに対して、子の引渡しの方法等については、本件審判の主文(3)では、甲県乙市内において面会を実施し、面会交流を支援する第三者を立ち会わせることができる」とされているが、未成年者らの引渡場所等は、その記載上は具体的に特定されてはいない。しかしながら、他方で、本件審判の主文(2)には、相手方が原告人又は被告人が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡すことが明記されており、しかも、一件記録によれば、原告人が予め指定した者とはFPIC乙の職員であり、相手方が同職員に未成年者ら

を引き渡すことが当事者双方の共通の認識になっていたことが認められる(相手方もFPIC乙の職員が未成年者らを送迎することになっていたことを認めている。)

こと、原告人は、FPIC乙の職員に依頼し、同職員が相手方の実家を訪れるなどして、未成年者らと原告人との面会交流を実現させるため相手方と打ち合わせをしようとしたが、相手方が怒って、FPIC乙に対し、相手方の実家に連絡したり来訪しないよう申し入れるなどしたため、面会交流に必要な具体的な打ち合わせも進展しなかったこと、相手方は、FPIC乙の職員が未成年者らを迎えに来るはずなのに、迎えに来なかったなどと主張しているが、そもそも原告人やFPIC乙の職員に対して住所を秘匿して教えようとしていないのであり、原告人やFPIC乙の職員が未成年者らを迎えに行きようもない状況であるから、相手方側においてFPIC乙のファミリー相談室まで未成年者らを送り届けるしかないことも明らかであること、このような本件の事実関係の下においては、面会交流の実施に必要な子の引渡しの方法についても、原告人と相手方との間で、相手方がFPIC乙の職員に未成年者らを引き渡すということで黙示の合意があり、そのことを前提として、本件審判では、上記のような定め方がなされたものであることが認められるから、実

質的に、未成年者らの引渡方法等についても具体的な定めがあるものとみることで、本件審判の主文は、監護親である相手方がなすべき給付の特定に欠けることはないものと認めるのが相当であると判断して、原決定を取り消した上、相手方が本件審判において定められた義務を履行しないときは、未成年者一人の不履行一回につき二万円の支払を相手方に命じた。

四 面会交流を命じた審判や面会交流について合意が成立した調停の内容を債務者が履行しない場合、債権者が間接強制による強制執行の申立てができるか否かについて、最高裁第一小法廷は、平成二五年三月二八日、三件の決定をしている。最高裁決定1は、監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬと命ずる審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められていないなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができる」と説示した上で、(1)面会交流の日程等は、月一回、毎月第二土曜日の午前一〇時から午後四時までとし、場所は、子の福祉を考慮して非監護親の自宅以外の非監護親が定めた場所とする、(2)子の受渡場所は、監護親の自宅以外の場所とし、当事者間で協議して定めるが、協

議が調わないときは、所定の駅改札口付近とし、監護親は、面会交流開始時に、受渡場所において子を非監護親に引き渡し、子を引渡す場面のほかは、面会交流に立ち会わず、非監護親は、面会交流終了時に、受渡場所において子を監護親に引き渡すとした審判について、面会交流の日時、各回の面会交流時間の長さ及び子の引渡しの方法の定めにより監護親がすべき給付の特定に欠けることはないといえるから、上記審判に基づき間接強制決定をすることができるとした。これに対し、最一決平二五・三・二八(平二四(四)七号)(裁判集民事二四三・二七一、本誌二一九一・四六(②事件)参照。以下「最高裁決定2」という。)は、非監護親と監護親との間において非監護親と子が面会交流をすることを定める調停調書に、(1)面会交流は、二か月に一回程度、原則として第三土曜日の翌日に、半日程度(原則として午前一時から午後五時まで)とするが、最初は一時間程度から始めることとし、子の様子を見ながら徐々に時間を延ばすこととする、(2)監護親は、上記(1)の面会交流の開始時に所定の喫茶店の前で子を非監護親に会わせ、非監護親は終了時間に同場所において子を監護親に引き渡すことを当面の原則とするが、面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉に慎重に配慮して、監護親と非監護親間で協議して定

めると定められているだけでは、監護親がすべき給付が十分に特定されていないと見えず、上記調停調書に基づき監護親に対し間接強制決定をすることはできないとした。

監護親がすべき給付の特定性の程度から見ると、本決定の事案は、最高裁決定1と最高裁決定2の間に位置するものと考えられるところ、本決定は、本件審判の主文では、未成年者らの引渡場所等について、その記載上は具体的に特定されていないが、本件審判の主文には、相手方が原告人又は被告人が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡すことが明記されており、また、原告人が予め指定した者とはFPIC乙の職員であり、相手方が同職員に未成年者らを引き渡すことが当事者双方の共通の認識になっていたことな

どの本件の事実関係の下においては、面会交流の実施に必要な子の引渡しの方法についても、原告人と相手方との間で、相手方がFPIC乙の職員に未成年者らを引き渡すということで黙示の合意があり、そのことを前提として、本件審判では、上記のような定め方がなされたものであることが認められるから、実質的に、未成年者らの引渡方法等についても具体的な定めがあるものとみることができるとして、本件審判の主文は、監護親である相手方がなすべき給付の特定に欠けることはない」と判断したものである。

この点については、民事執行法一七三条が改正された経緯等を強調して、間接強制の要件を厳格に解して、細部まで疑問の余地がないように定められていなければならないとする見解もなわけてはならないであろうが(前記の最高裁決定がそのような趣旨のものとして理解することができないわけではないが)、細かく定めすぎるのも、実際的にはない。特に未成年者と非監護親との面会交流においては、未成年者の体調や学校等での行事等で急に都合が悪くなることもないわけではなく、臨機応変の対応が望まれるからである。この点、代替執行の場合には、執行官等の第三者が実行するのであるから、履行すべき内容の細部まで事前に決定されていることが必要な場合がほとんどであろうが、間接強制の場合は、一定

の履行を命じられている本人に対して、その命じられているところを履行するよう促すものであり、本人が何をしなければならないのかが分かっているのであれば、特に不利益が生ずることとはないのに対して、細部の形式的な点が定まっていなくても間接強制を否定することは、実質的に面会交流を実施しない監護親を過剰に保護することとなり、当事者間の公平を欠き、妥当ではないであろう。

また、本決定は、民事執行法一七二条一項にいう「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額」について、裁判所の合理的な裁量によって決定するほかはないとし、原告が相手方に対し未成年者らの養育費として月額一〇万円（一人五万円ずつ）を支払っていること、相手方は、平成一九年四月の別居以降、未成年者らを原告人に会わせておらず、本件審判がなされた平成二四年一〇月一二日から約一年四か月にわたって面会交流を実施しようとしていないこと、相手方は薬剤師の資格を有しており、現在の正確な収入額は不明であるが、年収四〇〇万円程度ではないかと考えられること、本件では、相手方が原告人に対し激しい生理的な嫌悪感を抱いており、未成年者らも小さなときからそのような相手方の感情を投影して成長しており、現在では父親像に歪みが見られ、原告人との面会交流を実施することに

ついて相当の反発も予想されることなどを総合的に勘案し、上記の「一定の額」を不履行一回につき、一人二万円と決定したものである。

五 ところで、別居又は離婚した父母であっても、双方が子の養育に関わることは、子の福祉にとって重要であり、面会交流は、子が非監護親から愛されていることを確認し、非監護親と交流する機会として、子の健全な成長にとって重要な意義があるものであり、これを制限する事情がないに行わないことは、子の福祉のために好ましくないといわれている（松本哲泓「子の引渡し・監護者指定に関する最近の裁判例の傾向について」家裁月報六三・九・四九参照。本件において、相手方は、本件審判が確定していることは認めつつも、長男は一二歳、長女は一〇歳で、いずれも自分の意思を表明できる年齢になっており、未成年者らが原告人に対して著しい嫌悪感を抱いているのに、相手方が無理矢理、面会交流させるのは実際には困難であると主張している。しかし、この点については、最高裁決定一が「監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬと命ずる審判がされた場合、子が非監護親との面会交流を拒絶する意思を示していることは、これをもって、上記審判時とは異なる状況が生じたといえるときは上記審判に係る面会交流を禁止し、又は面

会交流についての新たな条項を定めるための調停や審判を申し立てる理由となり得ることなどは格別、上記審判に基づく間接強制決定をすることを妨げる理由となるものではない。」と判示しているところであり、審判時に、子が非監護親との面会交流に消極的な意向を示していたとしても、子の福祉の観点から、非監護親との面会交流を命ずる場合もあり得るのである。本決定も、原告人が未成年者らに対して危害を加えたり、その福祉に反するような行いをしたわけではなく、もっぱら相手方との関係が悪化し、相手方がまだ幼い未成年者らにも相手方と同じ対応をとるように仕向けた結果、未成年者らの原告人に対する態度が形成されたものであると認定した上、これをそのまま放置しておくことは、客観的かつ長期的な観点から、未成年者らの福祉を阻害することが明らかであるから、未成年者らが原告人との面会交流に消極的であることは、面会交流を命ずる妨げにはならないと判示しているところである。

六 そして、面会交流については直接強制ができない以上、面会交流を命じられた監護親が家庭裁判所による履行の勧告（家事事件手続法二八九条参照）にも従わず、家事審判で定められた面会交流の内容を全く履行しない場合、間接強制ができないとすると、非監護親としては、再度、面会交流の調

停・審判を申し立てるほかはない。本決定は、面会交流を命じた本件審判の正文を形式的に解釈するのではなく、審判時の当事者の合理的な意思を付度して、本件審判においては、実質的に、未成年者らの引渡方法等についても定めがあることと認め、本件審判の正文が監護親である相手方がなすべき給付の特定に欠けることはないことを認め、紹介する次第である。（仮名）

【参照条文】

民法七六六条一・II、家事事件手続法七五条、民執行法一七二条一

【当事者】

原告人（債権者） 甲 野 太郎  
同 代理人弁護士 棚 瀬 孝 雄  
同 茨 木 佳 貴  
相手方（債務者） 乙 山 花 子  
乙 山 松 夫

【主文】

一 原決定を取り消す。  
二 丙家庭裁判所（事件番号略）の執行力ある審判書正本に基づき、相手方は、原告人に対し、下記の条件で未成年者らを面会させよ。  
(1) 頻度及び日程 二か月に一回。ただし、毎偶数月の第一日曜日とし、当該第一日曜日

に面会が実施されなかったときは、その月の第二日曜日とし、当該第一日曜日と第二日曜日のいずれにも面会が実施されなかったときは、その月の第三日曜日とする。

(2) 時間

相手方が原告人又は被告人が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡してから相手方が未成年者らの引渡しを受けるまでの時間を、面会一回につき二時間とする。ただし、原告人の判断により短縮することを妨げない。

(3) 面会交流の方法

甲県乙市内において面会を実施し、原告人は面会交流を支援する第三者を立ち合わせることができる。第三者の立会いに要する費用は、原告人が負担する。相手方は面会に立ち会わない。  
三 相手方が本決定の送達日以降、前項の義務を履行しないときは、相手方は、原告人に対し、未成年者一人の不履行一回につき二万円を支払え。

【理由】

第一 抗告の趣旨及び理由 本件抗告の趣旨及び理由は、別紙「執行抗告状」及び別紙「執行抗告理由書」（いずれも写し）記載のとおりであり、これに対する相手方の答弁及び反論は、別紙「答弁書」（写し）記載のとおりである。

第二 事案の概要

本件は、離婚の裁判の確定により、長男

松夫（平成一三年△略△生）及び長女竹子（平成一五年△略△生。以下、兩名を併せて「未成年者ら」という。）の親権者を母である相手方（昭和四五年△略△生）として離婚した夫婦の元夫である原告人（昭和四三年△略△生）が、元妻である相手方に対し、原告人と未成年者らとの面会交流を命じた丙家庭裁判所（事件番号略）事件の審判（以下「本件審判」という。その正文は別紙主文目録に記載のとおりである。）の内容を相手方が全く履行しないとして、面会交流の不履行一回につき二五万円の支払を求める間接強制の申立て（以下「本件申立て」という。）をした事案である。

原審は、本件審判の正文において、面会交流の日時、頻度及び面会交流の長さについては明示されているが、未成年者らの引渡方法については、具体的な引渡しの日時、場所等が明示されていないから、債務者である相手方のなすべき未成年者らの引渡しの内容が特定されていないとして、原告人の本件申立てを却下した。

そこで、これを不服とする原告人が、本件審判においては、原告人が公益社団法人家庭問題情報センター乙（以下「FPICB」という。）を利用し、その職員が未成年者らの送迎をすることが前提とされていたところ、相手方は、原告人が面会交流の日程を連絡しても無視したり、連絡方法を秘匿したりするなど、債務者としての基本的な義務を履行せず、不誠実な対応に終始しているから、このような場合には、本件審判の正文について、債権者である原告人

が面会交流の開始時間及び未成年者らの受渡場所を指定できるものと解釈すべきであり、そのように合理的な解釈をすれば、本件審判は相手方のなすべき債務としての特定性に欠けるところはないから、本件申立てを却下した原決定は不当であると主張して、本件抗告をしたものである。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所は、原決定と異なり、本件審判の正文は、その前提となった当事者間の黙示の了解事項をも含めて考えれば、監護親である相手方がなすべき給付の特定に欠けるところがないから、本件申立てを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。

二 基礎となる事実及び当事者の主張は、原決定を次のとおり補正するほか、原決定の「理由」二及び三に記載のとおりであるからこれを引用する（ただし、「債権者」を「原告人」と、「債務者」を「相手方」と、「当庁」を「丙家庭裁判所」と、それぞれ読み替える。）。

(原決定の補正)

(1) 原決定二頁一七行目（【注】本号後掲目録末尾に次のとおり加える。）「原告人は、同裁判の控訴審（当庁（事件番号略））において、未成年者らとの面会交流を求める申立てをしたが、当庁は、平成二二年一月一日、現時点では原告人に対して心理的に大きな抵抗感を有している未成年者らと有意な面会交流をすることができない状況にあり、面会交流を認めることは、かえって未成年者らの福祉に反する

ことになるとして、上記申立てを棄却した。」

(2) 原決定二頁二四行目（【同】三頁一段の「（以下「本件審判」という。）」を「（本件審判）」と改める。）

(3) 原決定三頁一六行目（【同】三頁一〇目録末尾に次のとおり加える。）

「その理由とするところは、未成年者らが原告人に拒否的感情を抱いていることがうかがわれるが、これは、原告人と相手方との間の長年の対立に起因するものと認められるのであって、原告人が未成年者らとの面会交流時に未成年者らに対してその心身を害する言動に及ぶことは考え難いことからすると、未成年者らが原告人に拒否的感情を抱いている事実をもって、原告人と未成年者らとの面会交流を否定することが相当地であるといえることはできない、というものである。」

(3) 本件審判確定後、原告人は、相手方が現在の住所を秘匿しているため、相手方の連絡先として唯一判明していた相手方の実家（住民票上の住所地）に連絡をとるほかはないと考え、FPICBの職員を介して面会交流の打ち合わせをしようとしたが、相手方は、未成年者らが原告人と面会交流すること自体はかまわないとしながらも、未成年者らが面会交流を強く拒否しており、無理矢理面会交流させるのは困難であるなどとして、FPICBの職員には電話で連絡したものの、原告人本人に対しては連絡を取らなかった。また、原告人は、新たに判明した相手方の住所地に「面会交

流日程のお知らせ」と明示したメール便を送付したが、相手方は、その受取りを拒否した。そのため、これまで一度も被告人との面会交流は実施されていない。」

三 ところで、本件審判に基づいて、相手方は、被告人に対して、別紙本文目録に記載のとおり、被告人が未成年者らと面会交流することを許さなければならぬか否か、そして、相手方がその義務を履行しないときは、間接強制として、相手方が被告人に対して一定の金員を支払うよう命ずることができると否かについて、検討する。

(1) まず、相手方は、本件審判が確定していることは認めつつも、長男は平成一三年△略△生まれの一二歳、長女は平成一五年△略△生まれの一〇歳で、いずれも自分の意思を表明できる年齢になっており、未成年者らが被告人に対して著しい嫌悪感を抱いているのに、相手方が無理矢理、面会交流させるのは実際には困難であると主張している。

確かに、一件記録によれば、長女は、「お母さんにほりよくをふるったり本当にやめてもらえますか?」「わたしたちのお母さんをくるしめないでもらえますか?」「わたしは、あなたのことが世界一きらいだし、あなたのことお父さんなんて思ってません。」などと書いた書面を原審に提出しており、また、長男は、F P I C乙から相手方に送られた文書に、「ふざけるな、ふざけるな、ふざけるな」「死、死」「おまえは死ねばいいんだよ、このクソやろう」「お母さんを苦しめるな」などと乱

暴に大きな字で走り書きしているものであり、現時点において、未成年者らが被告人に対して激しい憎悪に近い特殊な感情を有していることが一応認められる。しかしながら、同じく一件記録によれば、被告人と相手方とは、平成一九年四月上旬頃から別居しており、その当時、長男は五歳、長女は四歳であったのであり、以後、被告人と相手方が接触して被告人が相手方に対して暴力を加えたりしたことはないから、未成年者らの上記の感情は、未成年者らが幼

かったときの体験だけではなく、その後同居して一緒に生活している相手方の影響を大きく受けたことによつて獲得されたものであることが容易に推認される。ちなみに、被告人と相手方との離婚訴訟の判決においても、夫婦が不仲となった原因は、被告人がトイレを使用した後に蓋を閉めなかつたとか、浴室やトイレの電気を消し忘れたとか、抜け落ちた髪の毛を放置したなどの日常生活の些細なことに対して、相手方が口やかましく注意し、目の付くところに注意の張り紙をするなど異常な対応をとつたうえ、次第に被告人の人格まで非難するなどエスカレートしていったことから、口では負ける被告人が相手方の腕を叩くなどして、夫婦の亀裂が決定的なものとなっていき、平成一八年一月頃には相手方は被告人の食事を一切作らなくなり、被告人もできる限り相手方と接触しないように、朝は出勤直前まで寝ていて、夜は外食して遅く帰宅するなど生活もだらしくなり、そのことからまた、相手方は、未成年者らの前

でも、被告人に対して汚い、臭いなどと罵り、食事中に被告人が近づくと、未成年者らと一緒に別室に移動するなどしたため、未成年者らも被告人を蔑視するようになり、平成一八年八月頃に被告人が海外出張中に自宅に電話をすると、わずか三歳の長女が「あつ、おやじだ。」と発言し、四歳の長男も「早く切れ。」と長女に命じるなどの状況であったことが認定されているところである。このように、未成年者らは、幼いときから、被告人に対して生理的な嫌悪感を感じた相手方の影響を強く受けて、被告人に対する特殊な感情を抱くに至つており、被告人との面会交流に極めて消極的な姿勢であることは明らかである。

しかしながら、他方において、被告人は、父として、未成年者らに対して何か危害を加えたとか、その福祉に反するような行いをしたということはなく、もっぱら相手方との関係が悪化したことにより、相手方がまだ幼い未成年者らにも相手方と同じ対応をとるよう仕向けた結果、徐々に現在の未成年者らの被告人に対する態度が形成されていったものであると考えられるから、その意味では、相手方は、未成年者らの被告人に対する受け止め方や評価を操作したものと同じであり、未成年者らと被告人との健全な父子関係の構築や発展を、自己の不安定な感情にまかせて実質的に阻害してきたものということができ、その意味では、未成年者らの監護者としての適格性にも大きな問題があるところである。そして、現在では、未成年者らはいずれも一〇

つとも、非監護親である被告人と未成年者らとの面会交流が定められているとしても、未成年者らの利益が最優先されるべきことは当然であるが、本件で未成年者らの利益は、現在の未成年者らの意思に任せ、被告人との面会交流をしないまま放置しておくことではなく、少しずつも未成年者らと被告人との面会交流が実現するようのできる限り環境を整えつつ、未成年者らと被告人との面会交流を少しでも実現させ、未成年者らにおいて、相手方を介して得られた情報によつてではなく、直接自ら被告人と会つて得られた情報によつて、父である被告人を認識することこそ必要なものであるから、父である被告人と母である相手方は、お互いの相手方に対する感情はともかく、できる限りの努力をして、任意に未成年者らと被告人との面会交流の実現にこぎ着けるべきものである。しかし、相手方において、そのような努力を全くせず、かえつて面会交流を阻害しようとして

であり、いざというときには未成年者らの力になってくれる存在であることなどを根拠よく説明するなどして、未成年者らが被告人と少しでも直接交流して、わずかずつでも心のわだかまりを解消できるよう努力すべきであるのに、未成年者らを口実に、被告人が未成年者らと会うのを妨げており、これをそのまま放置しておくことは、客観的かつ長期的観点から、未成年者らの福祉を阻害することが明らかであつて、もはや未成年者らの現在の気持ちを尊重していればよいというものではなく、F P I C乙等の専門家の手助けを受けながら、少しずつでも徐々に未成年者らと被告人との面会交流を実現して、父である被告人の姿や態度等をそのまま経験的に感じさせていくことが必要であるから、未成年者らが被告人との面会交流に消極的であるということからは、未成年者らと被告人との面会交流を命ずる妨げにはならないとすべきである。

(2) 次に、相手方が未成年者らと被告人との面会交流を実現しようとせず、その義務を履行しないときは、間接強制として、相手方が被告人に対して一定の金員を支払うよう命ずることができるか否かについて検討する。

本件では、上記のとおり、相手方は被告人に対して、別紙本文目録に記載のとおり、被告人が未成年者らとの面会交流をすることを許さなければならぬと命じられているにもかかわらず、全くこれを実現しようとはせず、被告人と未成年者らとの面会交流を妨げていることは明らかである。も

つとも、非監護親である被告人と未成年者らとの面会交流が定められているとしても、未成年者らの利益が最優先されるべきことは当然であるが、本件で未成年者らの利益は、現在の未成年者らの意思に任せ、被告人との面会交流をしないまま放置しておくことではなく、少しずつも未成年者らと被告人との面会交流が実現するようのできる限り環境を整えつつ、未成年者らと被告人との面会交流を少しでも実現させ、未成年者らにおいて、相手方を介して得られた情報によつてではなく、直接自ら被告人と会つて得られた情報によつて、父である被告人を認識することこそ必要なものであるから、父である被告人と母である相手方は、お互いの相手方に対する感情はともかく、できる限りの努力をして、任意に未成年者らと被告人との面会交流の実現にこぎ着けるべきものである。しかし、相手方において、そのような努力を全くせず、かえつて面会交流を阻害しようとして

いる場合には、要件さえ整つていけば、間接強制をすることができるといふべきである。この点について、最高裁判所は、「監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬと命ずる審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けることがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができると解するのが相当である。」(最高裁平成二四年

歳を超えて思春期に差し掛かつており、もうでなくとも自我の発達や身体的発育等に伴つてさまざまな悩みや不安を感じたりして難しい年頃であるのに、被告人との父子関係に大きな傷を受けており、本来であれば、早期に専門家のカウンセリングを受けるとのケアが必要な状況にあるものと考えられるが、幸いにも、F P I Cは、そのような問題について家庭裁判所の調査官等として豊富な知識と経験を有する人材等を擁する組織であるから、本件においても、F P I C乙の手助けを受けながら、少しずつでも徐々に未成年者らと被告人との面会交流を実現していくことが、未成年者らの将来の福祉に適うものであることは明らかである。

相手方は、前記のとおり、自分は未成年者らと被告人との面会交流を否定するつもりはないものの、未成年者らが被告人との面会交流を嫌がっているので仕方がないと主張しているが、一件記録によつても、相手方は、原審から裁判所所定の名称と住所等が印刷されている封筒で関係書類が繰り返し送達されているにもかかわらず、全く無視して受け取らず、F P I C乙の関係職員に対しても一方的に苦情を述べて連絡しないよう申し入れるなどして、全く誠意ある対応をとろうとしないことは明らかである。相手方は、これまでも未成年者らと被告人との面会交流を命じられているのであるから、本来であれば、仮に未成年者らが被告人との面会交流を嫌がつても、被告人は未成年者らにとつて血を分けた父

頼し、同職員が相手方の実家を訪れるなどして、未成年者らと被告人との面会交流を実現させるため相手方と打ち合わせをしようとしたが、相手方が怒つて、F P I C乙に対し、相手方の実家に連絡したり来訪しないよう申し入れるなどしたため、面会交流に必要な具体的な打ち合わせも進展しなかつたものである。ちなみに、被告人は、平成二五年五月五日付けで、同年六月二日午前一〇時から一時三〇分まで、乙市のF P I C乙ファミリー相談室に未成年者らを送り届けて、その職員に預けるよう連絡をしたりしていた。これに対して、相手方は、F P I C乙の職員が未成年者らを迎えに来るはずなのに、迎えに来なかつたなどと主張しているが、そもそも被告人やF P I C乙の職員に対して住所を秘匿して教えようとしていないのであり、被告人やF P I C乙の職員が未成年者らを迎えに行きよ

うもない状況であるから、相手方側で上記F P I C乙ファミリー相談室まで未成年者らを送り届けるしかないことも明らかである。このような本件の事実関係の下においては、面会交流の実施に必要な子の引渡しの方法についても、被告人と相手方との間で、相手方がF P I C乙の職員に未成年者らを引き渡すということで黙示の合意があり、そのことを前提として、本件審判では、上記のような定め方がなされたものであることが認められるから、本件審判では、実質的に、未成年者らの引渡方法等についても具体的な定めがあるものとみることもでき、本件審判の本文は、監護親であ

る相手方がなすべき給付の特定に欠けるところはないものと認めるのが相当である。なお、原告人は、本件の経過の下では、原告人において未成年者らの引渡場所等を一方的に指定することができる主張しているが、そのような見解は採用しない。当裁判所は、上記のことを前提として、相手方が未成年者らと原告人との面会交流を実現しようとして、その義務を履行しないときは、間接強制として、相手方が原告人に対して一定の金員を支払うよう命ずるのが相当と判断する。

(3) そうすると、次の問題は、相手方がその義務を履行しなかったときに、いくら強制金の支払を命ずるのが相当かという点である。間接強制における強制金は、履行命令に対する違反を阻止し、命じられた履行を実現させるため、一定の心理的強制力を有するものでなければならぬが、かといって、過大な金額の強制金の支払を命ずることは、相手方と生活を共にしている未成年者らの経済的安定を脅かすことにもなりかねず、相当ではない。したがって、強制金の額は、一件記録に現れた諸事情を総合的に考慮して、裁判所の合理的な裁量によって決定するほかはない。

そして、一件記録によれば、原告人は相手方に対して未成年者らの養育費として月額一〇万円(一人五万円ずつ)を支払っていること、相手方は、平成一九年四月の別居以降、未成年者らを原告人に会わせておらず、本件審判がなされた平成二四年一月二二日からでも約一年四か月にわたって

面会交流を実施しようとしていないこと、また、相手方は薬剤師の資格を有しており、現在の正確な収入額は不明であるが、年収四〇〇万円程度ではないかと考えられること(これに原告人から支払われる月額一〇万円の養育費を加えると年間五〇〇万円程度が見込まれること)、本件では、相手方は原告人に対して激しい生理的な嫌悪感を抱いており、未成年者らも小さなときからそのような相手方の感情を投影して成長しており、現在では父親像に歪みが見られ、原告人との面会交流を実施することに

ついて相当の反発も予想されることなどの事実が認められるから、これらの事実を総合的に勘案すれば、相手方が原告人に対して未成年者らと面会交流することを許さなければならぬとの義務を履行しない場合には、相手方は原告人に対し、不履行一回につき、一人二万円の割合による強制金を支払うよう命ずるのが相当というべきである。

四 よって、これと異なる原決定を取り消した上、原告人の本件申立てを認容することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 須藤典明 裁判官 小川浩 島村典男)

別紙 執行抗告状(写し) ▲略  
別紙 執行抗告理由書(写し) ▲略  
別紙 答弁書(写し) ▲略  
別紙 主文目録

相手方は、申立人(原告人と読み替える。以下同じ。)に対し、下記の条件で

未成年者らを面会させよ。

(1) 頻度及び日程

本審判確定の日の属する月の翌月から、二か月に一回。ただし、毎偶数月の第一日曜日とし、当該第一日曜日に面会が実施されなかったときは、その月の第二日曜日とし、当該第一日曜日と第二日曜日のいずれにも面会が実施されなかったときは、その月の第三日曜日とする。

(2) 時間

相手方が申立人又は申立人が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡してから相手方が未成年者らの引渡しを受けるまでの時間を、面会一回につき二時間とする。ただし、申立人の判断により短縮することを妨げない。

(3) 面会交流の方法

甲県乙市内において面会を実施し、申立人は、面会交流を支援する第三者を立ち会わせることができる。第三者の立会いに要する費用は、申立人が負担する。相手方は面会に立ち会わない。

参考 原審決定

【主文】 本件申立てを却下する。

【理由】 一 申立ての趣旨

(1) 丙家庭裁判所(事件番号略)の執行力ある審判書正本に基づき、債務者は、債権者に対し、下記条件で未成年者らを面会させよ。

(ア) 頻度及び日程

二ヶ月に一回。ただし、毎偶数月の第一日曜日とし、当該第一日曜日に面会が実施

されなかったときは、その月の第二日曜日とし、当該第一日曜日と第二日曜日のいずれにも面会が実施されなかったときは、その月の第三日曜日とする。

(イ) 時間

債務者が債権者又は債権者が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡してから債務者が未成年者らの引渡しを受けるまでの時間を、面会一回につき二時間とする。ただし、債権者の判断により短縮することを妨げない。

(ウ) 面会交流の方法

甲県乙市内において面会を実施し、債権者は面会交流を支援する第三者を立ち会わせることができる。第三者の立会いに要する費用は、債権者が負担する。債務者は面会に立ち会わない。

(2) 債務者が、本決定の告知を受けた日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、不履行一回につき二五万円の割合による金員を支払え。

二 基礎となる事実

(1) 債権者及び債務者は、元夫婦であるが、当事者間の長男松夫(平成一三年▲略▼生)及び長女竹子(平成一五年▲略▼生)の各親権者を母として、裁判離婚した。

(2) 債権者は、平成二二年九月二日、子の監護に関する処分調停(当庁(人)事件番号略▼)を申し立て、未成年者らとの面会を債務者に求めた。

同事件は、平成二三年七月七日、不成立により終了し、審判事件に移行した(当庁

▲事件番号略▼)。審判移行後、家庭裁判所調査官による子の状況等調査を経て、平成二四年一〇月二二日、下記の条件で面会をさせる旨の審判が出された(以下「本件審判」という)。

記

(ア) 頻度及び日程

審判確定の日の属する月の翌月から二ヶ月に一回。ただし、毎偶数月の第一日曜日とし、当該第一日曜日に面会が実施されなかったときは、その月の第二日曜日とし、当該第一日曜日と第二日曜日のいずれにも面会が実施されなかったときは、その月の第三日曜日とする。

(イ) 時間

債務者が債権者又は債権者が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡してから債務者が未成年者らの引渡しを受けるまでの時間を、面会一回につき二時間とする。ただし、債権者の判断により短縮することを妨げない。

(ウ) 面会交流の方法

甲県乙市内において面会を実施し、債権者は面会交流を支援する第三者を立ち会わせることができる。第三者の立会いに要する費用は、債権者が負担する。債務者は面会に立ち会わない。

債務者は、本件審判を不服として東京高等裁判所に対し即時抗告をした(同庁(人)事件番号略▼)が、東京高等裁判所は、抗告を棄却し、平成二四年一月二二日、確定した。

三 当事者の主張

万円の養育費を支払っていること、債務者

ウ 以後、自分のところには、子らの面

流の日時、頻度、面会交流の長さについて

(1) 債権者の主張  
ア 平成二五年一月中旬ころ、債権者は、公益社団法人家庭問題情報センター乙(以下「F P I C 乙」という。)ファミリー相談室の職員を通じて、債務者に対し面会交流の設定を要求したが、債務者は、上記職員に対し、「実家には来るな、弁護士を通せ」と述べ一方で、どの弁護士に連絡すればいいのか等について回答しなかった。

イ 同年二月一七日、債権者、F P I C 乙職員らと同ファミリー相談室で待機していたが、債務者は未成年者らを連れてこなかった。また、来られないことについて連絡もなかった。

ウ 債権者は、丙家庭裁判所に対し、履行勧告を申し出た。

同庁調査官は、同月二六日付履行勧告書を送付した。また、同年三月七日、同庁調査官は、債務者の父に対し、平成二五年四月七日に乙市内のF P I C 乙で待っていることを債務者に伝えてほしい旨連絡した。

は六年にわたって、強硬に面会交流の設定を拒否していることなどからすれば、強制金の金額は高額に設定する必要がある。

(2) 債務者の主張

ア 平成二五年一月頃、F P I C 乙職員から、実家に電話があり、どのような立場の者か分からないまま、債務者の母が対応した。同人は、債務者に連絡し、二六日に来るといつていた、確認して連絡すると伝えた、感じが悪い人だなどと話した。その翌日、債務者の母が未成年者である当事者間の長女竹子(以下「長女」という。)に対し、上記職員の連絡先を伝え、連絡しないと来てしまう、などと伝えた。債務者は、連絡先電話番号に電話をかけたが、なかなかつながらず、三日目によく連絡が取れた。このとき、実家への連絡はやめてほしい旨述べた。そして、二六日は都合が悪い旨伝えたが、日程の調整がつかず、そのうち会話が聞こえなくなり、電話が切れてしまった。その後も電話をしたがつながらなかった。

イ 数日後、上記職員が自宅に来たと聞いたため、同人に電話をかけ、実家への来訪はやめてほしい、自分への連絡方法は債権者に確認してほしいと伝えると、同人は、債権者と連絡がとれないと話したものの、実家への連絡はしないことを約束した。

しかし、数日後、また同人が実家に赴いたことを聞き、同人对して苦情を述べ、信用できないと伝えた。

会について連絡が来ていない。審判では、面会開始の時間などについては決められていなかったため、開始時間も決まっていな

いま、F P I C 乙で債権者と職員が待っていたことは知らなかった。そもそも、審判書では、F P I C 乙職員が子らの送迎をすることになっていた。

三 当裁判所の判断

(1) 本件審判確定後、平成二五年二月、同年四月の二回、債務者が義務を履行すべき時期が到来しているが、いずれも履行されてい

(2) 債務者は、面会交流の開始時間が決められておらず、また、F P I C 乙で債権者らが、未成年者らとの面会交流に備えて待機していたのを知らなかったと主張する。

まず、監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬと命ずる審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けることがないといえる場合には、上記審判に基づき監護親に対し、間接強制決定をすることができると解するのが相当である(最判平成二五年三月二八日第一小法廷決定)。

これを本件審判についてみると、面会交流の日時、頻度、面会交流の長さについては主文において明示されており、これらの

点の特定には欠けるところはない。

しかしながら、未成年者らの引渡し方法としては、相手方（債務者）が申立人（債権者）又は申立人（債権者）が予め指定した者に対し引き渡すことが定められているのみで、具体的な引渡しの日時、場所等が明示されているものではない。

この点、本件審判は、面会の開始時刻については、状況に応じ、当事者間で協議して定めることを予定したため、債務者がなすべき未成年者らの引渡しの内容を特定していないと認められる。

そうすると、本件審判においては、債務者がすべき給付が十分に特定されているとはいえず、本件審判に基づき間接強制決定をすることはできない。

(3) なお、債務者は、未成年者らが、面会交流を望んでいないことを理由とするが、本件審判は、未成年者らが債権者との面会に対して拒否的であることをふまえ、その背景に当事者間の深刻な対立関係があったことを指摘し、相手方に対し、未成年者らの債権者に対する嫌忌の感情を緩和すべく尽力することをも求めているから、債務者の不履行を正当化する理由にはならない。

(4) 以上によれば、本件審判に基づき、間接強制決定をすることはできないから、申立ては理由がない。

よって、主文のとおり審判する。